

平成 30 年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和元年8月

備前市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された平成30年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された平成30年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和元年8月

備前市監査委員 大 森 浩 二

同 星 野 和 也

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	2
第6	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
(2)	個別意見	5
ア	市が設置している基金について	5
イ	財産に関する調書の表示が適正でないもの	10
3	決算の概要	12
(1)	概要	12
(2)	財政収支の状況	12

(注)

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年備前市監査委員訓令第4号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

平成30年度備前市一般会計

平成30年度備前市国民健康保険事業特別会計

平成30年度備前市土地取得事業特別会計

平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計

平成30年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

平成30年度備前市浄化槽整備事業特別会計

平成30年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

平成30年度備前市介護保険事業特別会計

平成30年度備前市飲料水供給事業特別会計

平成30年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

平成30年度備前市駐車場事業特別会計

平成30年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、平成30年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された平成30年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況が適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和元年7月19日から同年8月26日まで

第6 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

備前市の平成30年度決算は、一般会計、各特別会計を合わせた総額で、歳入計308億8210万余円、歳出計296億6732万余円となっている。

一般会計については、歳入207億4584万余円、歳出199億5711万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7億8872万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億7650万余円を差し引いた実質収支は、6億1222万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の24.4%を占める市税については、収入済額が50億5180万余円（調定額に対する収入済額の割合95.7%）となっており、29年度と比べ2684万余円の減少となっている。これは、固定資産税において、企業の設備投資による償却資産が増加したものの、地価の下落等により評価額が減少したことによるものである。また、30年度における市税の収入未済額については、2億1185万余円となっており、29年度と比べ2069万余円の減少となっている。近年、コンビニ収納の導入等収納対策を図ることなどにより、収納未済額は減少していることから、引き続き、より効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算額221億2872万余円に対し、支出済額は199億5711万余円（執行率90.2%）となっており、ここから翌年度繰越額14億8771万余円を差し引いた不用額が6億8389万余円となっている。29年度に比べ減少額が最も大きかったものは、総務費の8億2631万余円の減少で、その主な要因は、ふるさと納税の減少に伴い、返礼品に係る報償費が減少したことによるものである。

備前市の30年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.439となっており、29年度に比べ0.003ポイント低下しており、全国平均の指数と比較してもこれを下回っている。また、経常収支比率については、95.1%であり、29年度に比べ0.2ポイント上昇しており、財政の硬直化がより進行していることから、経常的経費の削減に努めるなど改善を図る必要がある。

30年度の決算審査においては、備前市が設置している基金に着目し審査を実施した。30年度における基金数は21基金で計141億737万余円となっており、合併直後である16年度と比べると117億3820万余円増加し、その規模は約6倍となっている。これら21基金の中には、積立方針や目標額が作成されていないものや長年にわたり活用されていないものなどが見受けられた。基金は、将来の多大な財政負担や財源不足に備え、計画的に積み立てていくもので、非常に重要なものである。したがって、市の財政状況のバランスを考慮し、適切な積み立てを行っていくとともに、

資金が長期間にわたり滞留していないか、基金が既存の事業の付け替えとなっていないかなどを常に検証し、基金の有効活用を図っていくことが必要である。

また、29年度に引き続き財産に関する調書に誤りが発見されたことから、市は、職員等に対し財産の異動を適切に記録することなどの重要性について周知徹底を図るとともに、複数人による確認や、財産に関する情報のデータ化を検討するなど、財産に関する情報を適切に管理できる体制に改善する必要がある。

最後に、備前市では、「教育のまち備前」を将来像とし、長期的な視点でまちづくりを支える市民の主体的な学びに対する支援に重点を置いた事業を実施することとしている。市が掲げる将来像を達成するためにも、限られた予算をより有効に活用すべく既存事業を見直すとともに、新たな財源をいかに創出していくか検討を進めることが必要である。

(2) 個別意見

ア 市が設置している基金について

(ア) 地方公共団体における基金の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）によれば、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされている。また、特定の目的のために財産を取得し、又は積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分できないこととされている。

(イ) 基金残高等の状況

30 年度末において、市が設置している基金数及び現在高は、21 基金、計 141 億 737 万余円となっている。合併直後である 16 年度末と 30 年度末を比較すると、表 1 のとおり、基金数が 3、基金残高が 117 億 3820 万余円増加しており、その規模は約 6 倍となっている。このうち、30 年度末における財政調整基金の残高については、16 年度末に比べ 37 億 4315 万余円増（増加率 456.6%）の 45 億 6296 万余円、減債基金の残高については、17 億 8229 万余円増（同 6833.9%）の 18 億 837 万余円となっている。

また、26 年度から 30 年度までの直近 5 か年の推移をみると、図 1 のとおり、基金残高は、年々増加しており、27 年度末に 100 億円を超えている。

市の財政運営のための財源調整に関する基金である財政調整基金、減債基金、国民健康保険財政調整基金及び介護給付費等準備基金の 4 基金（以下「調整基金」という。）とこれを除いた基金（以下「特目基金」という。）の構成をみると、26 年度以降、おおむね半々となっており、この傾向に大きな変化はない。

表1 基金現在高の推移

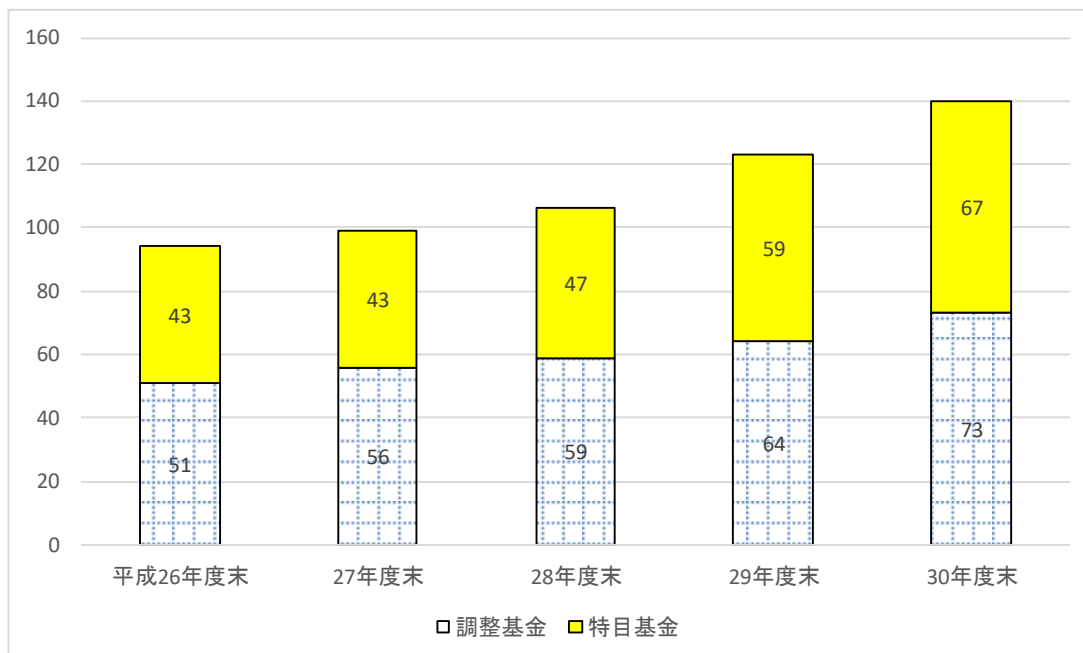
(単位：千円)

区 分	平成16年度末 現在高	26年度末 現在高	27年度末 現在高	28年度末 現在高	29年度末 現在高	30年度末 現在高
財政調整基金	819,807	3,309,963	3,661,139	3,986,008	4,247,883	4,562,966
減債基金	26,080	1,181,489	1,438,488	1,458,845	1,602,984	1,808,371
ふるさとづくり基金	248,628	18,436	11,289	—	—	—
まちづくり振興基金	—	1,515,751	1,517,827	1,529,307	1,533,645	1,538,800
振興基金	18,968	1,846,732	1,902,698	1,944,143	2,270,678	2,778,310
奨学資金奥橋基金	30,050	30,050	31,101	31,542	31,631	34,118
大ヶ池管理基金	3,713	3,538	3,539	3,539	3,539	3,551
ふれあい交流基金	12,849	5,702	5,703	4,193	4,205	2,266
介護給付費等準備基金	8,001	411,037	411,462	467,689	606,015	808,052
土地開発基金	貸付金	357,094	237,064	237,064	237,064	237,064
	現金	75,809	266,588	266,807	270,298	271,064
	土地	5,091	—	—	—	—
中山間地域保全基金	54,274	38,065	30,985	27,960	28,040	20,644
地域福祉基金	158,630	149,898	149,898	149,898	149,898	149,898
国民健康保険財政調整基金	244,285	250,223	170,541	20,799	20,858	200,928
病院準備基金	10,000	—	—	—	—	—
架橋準備基金	36,936	21,619	21,624	—	—	—
市営駐車場整備基金	1	26,308	4,015	4,072	30,022	45,022
下水道事業債償還金	155,995	1,340	—	—	—	—
三石財産区基金	90,789	101,626	101,732	104,379	104,675	105,027
市営墓地管理基金(注)	12,166	14,313	14,139	13,881	13,881	—
ごみ処理施設整備基金	—	30,017	10,025	10,167	10,196	10,230
社会体育施設整備基金	—	20,755	20,760	21,054	21,114	21,185
学校教育振興基金	—	680	18,014	18,259	6,528	2,855
まちづくり応援基金	—	—	3	357,658	965,907	1,249,831
ふるさと備前サポート基金	—	3,935	—	—	—	—
備前焼ミュージアム美術品購入基金	—	—	—	5,395	5,410	5,428
米百俵基金	—	—	—	—	250,000	250,840
計	2,369,166	9,485,135	10,028,864	10,666,158	12,415,247	14,107,371
基金数	18	22	21	20	21	21

(注) 平成16年度末においては、寒河墓園管理基金である。

図1 基金現在高の推移

(単位：億円)



(ウ) 個別の基金の状況

30年度末現在、本市が設置している特目基金について、基金の積立方針及び目標額等が作成され、これに基づいて基金が積み立てられているか、基金の規模は適正なものとなっているか、基金の設置目的に沿った事業に充当されているかなどに着眼して審査したところ、以下の事態が見受けられた。

a 公共施設等の整備に係る基金について積立方針や目標額がないもの（3基金）

以下の3基金は、主に公共施設の整備等に充当することを目的としているものであるが、現在は、主に基金の運用によって生じた利息（以下「運用益」という。）のみを積み立てるなどとなっており、計画的な積み立てが行われているとは言い難いものとなっている。

したがって、将来の必要額を明確にした上で、これに対する積立方針や目標額を検討する必要がある。

①振興基金

この基金は、社会福祉事業の促進及び生活環境の整備その他公共施設の整備等市の振興事業の財源に充てるため設置されたものである。30年度は、5億763万余円を積み立てており、30年度末現在高は27億7831万余円となっている。なお、出納整理期間中に5664万余円取崩しを行っている。

②ごみ処理施設整備基金

この基金は、ごみ処理施設の整備を図るため設置されたものであり、27年度に実施されたごみ処理施設の設備改修に伴う費用に2000万円が充当されている。その後は、運用益のみが積み立てられており、30年度末現在高は1023万余円となっている。ごみ処理施設は、将来、建て替えも含めた大規模な改修等が予想されることから、現行の積立方法では不足が懸念される。

③社会体育施設整備基金

この基金は、社会体育施設の整備を図ることを目的として設置されたものであり、26年度に総合運動公園体育館防球ネット設置工事に125万余円を充当している。これ以外は、運用益のみが積み立てられており、30年度末現在高は2118万余円となっている。なお、出納整理期間に755万余円取崩しを行っている。

b 長期間にわたり取崩しが無いなど基金が有効に活用されていないもの（5基金）

以下の5基金については、基金設置後、長期間にわたり使用されていないなど基金が有効に活用されていないものとなっている。

したがって、基金の必要性を検討するとともに、今後、基金が有効に活用できるよう周

辺整備も含めた基金の活用方針等を検討する必要がある。

①まちづくり振興基金

この基金は、合併特例債を財源として市民の連携の強化及び地域振興を図るため設置されたものである。基金設置当時は、運用益のみを事業に充当するものとされていたものの、その後、基金本体についても合併特例債の償還が終了した範囲内で取崩しが認められた。

しかし、基金の対象となる事業がないとして、過去5年間は使用されておらず、運用益を積み立てるのみとなっており、30年度末現在高は15億3880万余円となっている。

②大ケ池管理基金

この基金は、山陽新幹線大ケ池高架橋建設に伴う補償金を管理するために設置されたものである。当基金の30年度末現在高は355万余円となっており、近年では、運用益を積み立てるのみで、長期間にわたり使用されていない。また、当基金は、補償金の管理のみを目的としたもので、基金を使用するに当たっては、条例の改正や大ケ池管理委員会との調整が必要なことから、今後も市が管理し続ける必要性についても併せて検討する必要がある。

③地域福祉基金

この基金は、高齢者の保健福祉増進のほか地域福祉の充実を図るために要する費用の財源に充てるために設置されたものである。直近5か年の利用状況をみると、当該年度の運用益と同額を社会福祉協議会補助金の財源に充当しているのみであり、30年度末の現在高は1億4989万余円となっている。

④三石財産区基金

この基金は、三石財産区の財産を管理するため設置されたものであり、30年度末現在高は1億502万余円となっている。当基金は、三石財産区の財産を管理するため使用する場合に限り処分することができることされており、直近5か年の利用状況をみると、取崩しはなく、運用益を積み立てるのみとなっている。

⑤備前焼ミュージアム美術品購入基金

この基金は、備前市立備前焼ミュージアムの美術品購入に要する費用の財源を確保するため設置されたものであり、30年度末現在高は542万余円となっている。当基金は、上記のとおり、美術品購入のためのものであるが、購入すべき美術品がなかったとして、3年間取崩しが行われていない。

c 基金が効率的に執行されていないもの（1基金）

①学校教育振興基金

この基金は、教育課題に努力している学校の取組を応援し、取組の更なる充実を図ることを目的として設置されたものである。当基金を充当して実施した事業は、市内の各学校1校あたりに100万円を交付したもので、100万円の利用は学校に一任されており、中には、備品や消耗品の購入等に少額ずつ使用している学校も見受けられる。

そして、当基金の30年度末現在高は285万余円となっており、これは、100万円の利用が終了していない学校の残金の合計である。

当基金については、基金の使用や管理のため、多数の部署で多大な事務負担が生じているなど、効率的な執行となっていないことから、事業期間を区切るなどの対策を検討する必要がある。

(エ) まとめ

基金は、将来の多大な財政負担や財源不足に備え、計画的に積み立てていくことが重要である。一方で、現在、市が抱えている課題等を解決していく上で一定の財政出動も必要であることから、これらのバランスを考慮し、適切な積み立てを行っていく必要がある。

また、国では、基金事業は、「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込みが多く、弾力的な支出が必要であることその他特段の事業があること及びあらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること」としている。

本市においてもこの考え方を再度確認するとともに、基金が既存事業の財源の付け替えとなっていないか、基金の規模は適正なものとなっているかを常に検証し、基金の有効活用を図っていく必要がある。

イ 財産に関する調書の表示が適正でないもの

(ア) 財産に関する調書の土地及び建物の増減について

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。財産調書については、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）において様式が規定されており、このうち、土地及び建物については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

30 年度の財産調書について審査したところ、土地の決算年度中増減高においては、行政財産の学校、普通財産の宅地、その他などに誤った数値が計上されており、建物の決算年度中増減高においても、行政財産のその他の施設、普通財産のその他に誤った数値が計上されている状況となっていた。

これらの誤りを訂正すると、表 2 のとおり、土地の決算年度中増減高は、合計の欄が、19,090 m²減少から、6,804 m²増加となる。また、建物の決算年度中増減高については、合計の欄は変更ないものの、行政財産のその他の施設の延面積の木造と計が 407 m²減少し、普通財産のその他が、延面積の木造と計が 407 m²増加することになる。

このように、土地及び建物の増減高が正しく計上されておらず、30 年度の財産調書の表示の一部が適正でない認められる。

財産調書は、市の所有する財産の現在高等が議会に報告され、市民に対して財産の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、正確に記録することは、極めて重要である。

それにもかかわらず、昨年度に引き続き財産調書に誤りが発見された。

したがって、市は、職員等に対し財産の異動を適切に記録することなどの重要性について周知徹底を図るとともに、複数人による確認や、財産に関する情報のデータ化を検討するなど財産に関する情報を適切に管理できる体制に改善する必要がある。

表2 財産に関する調書（修正版）抜粋

（単位：㎡）

区 分			土 地（地 積）			建 物					
						木 造（延面積）			延 面 積 計		
			前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
行 政 財 産	財公 産用	学 校	342,023	△ 11,868	330,155	1,426	-	1,426	82,206	△ 1,053	81,153
		そ の 施 設	3,110,816	32,007	3,142,823	9,206	-	9,206	76,672	3,097	79,769
	計	5,029,752	20,139	5,049,891	12,017	-	12,017	234,624	2,044	236,668	
普 通 財 産	宅 地	237,936	△ 15,072	222,864	428	-	428	5,312	776	6,088	
	そ の 他	749,656	1,737	751,393	657	407	1,064	2,848	407	3,255	
	計	22,444,695	△ 13,335	22,431,360	1,085	407	1,492	8,160	1,183	9,343	
合 計		27,474,447	6,804	27,481,251	13,102	407	13,509	242,784	3,227	246,011	

平成31年3月31日現在

3 決算の概要

(1) 概要

平成30年度当初予算では、「教育のまち備前」を中心とした「第2次備前市総合計画」、「備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業のほか、新たに「備前版米百俵事業」として、長期的な視点でまちづくりを支える市民の主体的な学びに対する支援に重点を置いた事業を実施することとしており、主な事業は、新庁舎整備事業、ごみ処理施設整備事業等の事業費としていた。歳入においては、景気回復が見られるとしながらも、地価下落の継続や納税義務者数の減少等から、厳しい財政状況が続くとして、不足する一般財源は、財政調整基金の取崩しにより収支の均衡を図っていた。

30年度の備前市一般会計、各特別会計の決算額は、表3のとおりとなっている。

表3 会計別決算額

(単位：円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	20,745,841,900	19,957,119,415
国民健康保険事業特別会計	4,674,193,252	4,513,114,646
土地取得事業特別会計	5,415,755	923,974
三石財産区管理事業特別会計	5,813,765	3,393,630
三国地区財産区管理事業特別会計	7,416,895	1,222,213
浄化槽整備事業特別会計	22,499,386	19,505,287
後期高齢者医療事業特別会計	581,809,898	576,635,775
介護保険事業特別会計	4,121,198,128	3,920,141,778
飲料水供給事業特別会計	30,807,153	23,544,709
宅地造成分譲事業特別会計	28,835,261	4,789,718
駐車場事業特別会計	26,009,189	18,275,905
企業用地造成事業特別会計	632,261,146	628,657,960

(2) 財政収支の状況

財政収支の状況は、表4のとおり、歳入総計308億8210万余円（予算対比95.1%）、歳出総計296億6732万余円（予算対比91.4%）となっている。一般会計については、歳入207億4584万余円、歳出199億5711万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億8872万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億7650万余円を差し引いた実質収支は、29年度に比べ4438万余円（7.8%）増加し、6億1222万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は101億3625万余円、歳出総額は97億1020万余円となり、形式収支（歳入歳出差引額）は4億2605万余円となった。翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支は、形式収支と同額の4億2605万余円となっており、29年度に比べ1億9322万余円（31.2%）の減少となっている。

表4 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	20,745,841,900 △ 1.9	19,957,119,415 △ 2.6	788,722,485 17.6	176,500,440 71.5	612,222,045 7.8
特 別 会 計 合 計	10,136,259,828 △ 1.5	9,710,205,595 0.4	426,054,233 △ 31.9	0 皆減	426,054,233 △ 31.2
総 計	30,882,101,728 △ 1.8	29,667,325,010 △ 1.6	1,214,776,718 △ 6.3	176,500,440 62.1	1,038,276,278 △ 12.5

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

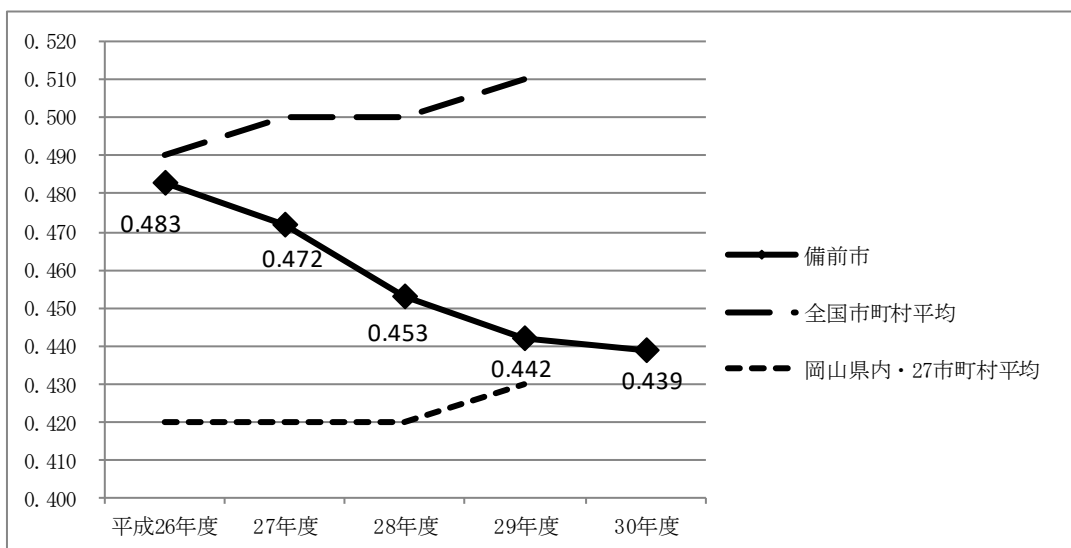
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	22,128,726,560	93.8	90.2
特 別 会 計 合 計	10,332,903,640	98.1	94.0
総 計	32,461,630,200	95.1	91.4

(参考) 平成29年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	21,158,118,874	20,487,384,268	670,734,606	102,894,560	567,840,046
特 別 会 計 合 計	10,293,970,937	9,668,719,747	625,251,190	5,967,640	619,283,550
総 計	31,452,089,811	30,156,104,015	1,295,985,796	108,862,200	1,187,123,596

図2 財政力指数の推移

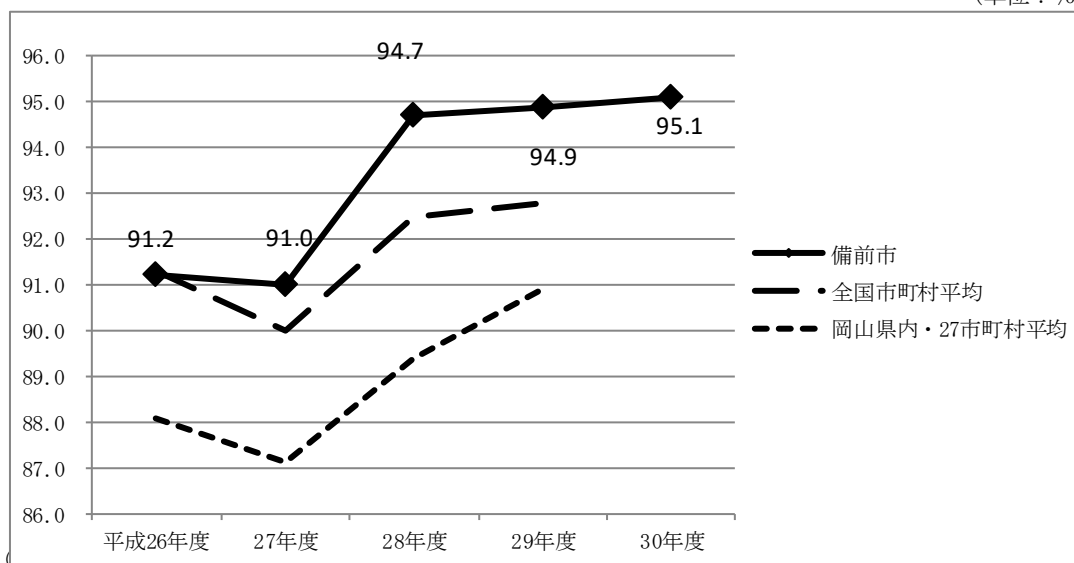


(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 平成30年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図3 経常収支比率の推移

(単位：%)



(注2) 平成30年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

